

鹿島市飲食テナント募集要項

1. 募集の趣旨

旧市民食堂は、鹿島市役所、鹿島市民文化ホールなどの公共施設が集約する「中川エリア」に位置する施設であり、「誰もが集い・みんなの居場所の提供」をコンセプトとして、中川エリアの賑わい創出を図ることとする。

2. 施設概要

- (1) 所在地 鹿島市大字納富分 2643 番地 1
- (2) 面積 161.99 m² (約 49 坪)
- (3) 設備 厨房、飲食スペース、食品庫、従業員用トイレ (和式)、従業員用休憩室、プロパン庫、自動ドア、空調機、換気扇 (換気フード)、キッチンシンク、グリストラップ、上下水道、電気 (100V、200V)

3. 運営の条件

(1) 基本的な運営方針

- ① 誰もが集い・みんなの居場所を提供し、中川エリアの賑わい創出につなげる店舗であること。
- ② 市民等に幅広く利用できる店舗であること。
- ③ 飲食物を提供する店舗であること。

(2) 営業日及び営業時間

- ① 営業日は、鹿島市役所の開庁日とする。祝休日の営業については、総務課担当者との協議の上決定すること。
- ② 営業時間は、昼間の営業を原則とし、夜間営業については、総務課担当者との協議の上決定すること。(午後 10 時までには営業を終了)

(3) 設備等の設置

厨房器具等は、運営者の持ち込みとし、既存のもので使用できる器具等は使用可能とする。それ以外の設備・機器・備品等については、全て運営者の費用負担により行うこと。

(4) 経費の負担

電気料、ガス代、水道料及び空調機、自動ドア、グリストラップ等の設備等の維持に係る費用、その他必要な費用については、全て運営者の費用負担により行うこと。

(5) 管理責任者

テナント運営にあたり、従業員を適切に指導管理できる管理責任者を配置すること。

(6) 使用料

使用料は、月額20,000円（年額240,000円）とする。

4. 応募の資格

応募者は次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 上記1～3を理解し、出店に意欲のある者であること。
- (2) 飲食物の提供を行うこと。
- (3) 営業に関し、必要な許認可等を有すること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 令和6年4月開催の説明会に参加すること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 鹿島市暴力団排除条例及び暴力団排除に関する関係法令に該当する者
 - ③ 会社再生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きを行っている者
 - ④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立てがなされている者
 - ⑤ 指名停止措置を受けている者

5. その他留意事項

- (1) 運営については、市と協力、連携し、利用促進に努めること。
- (2) 許可に基づく権利を第三者に転貸、若しくは譲渡できない。
- (3) 営業による損失等については、市は一切の責任を負わない。
- (4) 営業にあたり、関係法令を遵守すること。
- (5) 施設、設備等については、適切に管理し、汚損、故障等が生じた場合は、運営者の負担で維持補修すること。ただし、天災、その他運営者の責任によらない事由による場合は、市と協議の上、市の負担で補修する。
- (6) 利用者とのトラブルや人的被害、苦情など市に報告する必要があるべき事項がある場合は、速やかに市に報告し、指示に従うこと。
- (7) 退去する際は、運営者の責任において原状回復すること。
- (8) 本要項に定めのない事項は、市と協議の上、解決するものとする。

6. 応募方法

(1) 受付期間

令和6年4月30日(火)午後5時まで。ただし土・日曜日(祝日)は除く。

(2) 提出先

〒849-1312 鹿島市大字納富分2643番地1

鹿島市役所3階 政策総務部 総務課 総務係

TEL 0954-63-2111 FAX 0954-63-2129

(3) 提出方法

必要な書類を添えて総務課総務係に直接持参、又は郵送の場合は4月30日必着。

(4) 決定予定日

令和6年5月中

(5) 決定方法

① 利用計画書等を選考委員会で審査し決定する。

② 選考の結果、決定者を選定しない場合もある。

(6) 選考結果の通知

選考の結果、決定者が選定された場合は、応募者全員に選定結果を通知する。

(7) 選定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、選定を取り消す場合がある。

① 応募の要件を欠いた場合

② 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合

③ 公正な審査に影響を与える行為があった場合

④ その他、運営者として不適格事項が認められた場合

(8) その他

応募にあたり、質疑事項がある場合は、令和6年4月15日(月)まで(質疑受付時間は午前8時30分～午後5時15分まで)に総務課担当者まで書面又はFAXにより通知すること。

なお、この質疑事項に対する回答は、令和6年4月19日(金)までに市ホームページにて行う。

7. 応募に必要な書類

(1) 飲食テナント応募申込書

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項(破産者等)に該当しないことを証明できる証明書(身分証明書)

(3) 法人の場合は、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

(4) 市税に滞納のない証明書

(5) 誓約書

- (6) 業務に必要な許可認可等を証する書類の写し
- (7) 飲食テナント利用計画書
- (8) その他総務課が必要と認める書類